

山梨県納税貯蓄組合総連合会納税奨励促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 知事は、納税貯蓄組合の育成指導、納税思想の高揚、税知識の普及等納税奨励促進事業（以下「補助対象事業」という。）のため、山梨県納税貯蓄組合総連合会に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第 2 第 1 に規定する補助対象事業に係る補助は、事業の費用の一部に対し予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 3 規則第 4 条の規定による交付申請書（様式第 1 号）は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第 4 規則第 6 条の規定による補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 補助事業の内容等を変更する場合は変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認をうけること。

(補助金の交付)

第 5 補助金は、事業完了後確定のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 6 規則第 12 条の規定により補助事業が完了したときは、事業完了後 1 か月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。